

# 聖霊女子短期大学動物実験規程

## 第1章 総則

### (趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、研究機関等における動物実験等の基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「文部省基本指針」という。）第2条第2項の規程に基づき、聖霊女子短期大学（以下「本学」という。）において動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等の実施に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（昭和18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、文部科学省基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程を遵守し、動物実験の原則である次の各号に掲げる事項（3R）に基づき、適正に行わなければならない。

- (1) 代替法の利用(Replacement) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する。
- (2) 使用数の削減(Reduction) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮する。
- (3) 苦痛の軽減(Refinement) 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第2号に規程する実験動物を教育、試験研究上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、飼養保管室等で飼養又は保管している哺乳類（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (3) 飼養保管室 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う部屋をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (5) 実験室等 飼養保管室および実験室をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物、飼養保管室及び実験室を管理する者（生活文化科長）をいう。
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する教員で、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者をいう。
- (12) 指針等 動物実験等に関して各行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

## 第2章 動物実験委員会

### (委員会の設置)

第4条 本学に、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管室及び実験室の使用承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行わせるため、聖霊女子短期大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の任務)

第5条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議し、学長に報告する。

- (1) 動物実験計画の指針等及び本規定に対する適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関し、指導助言すること。
- (3) 実験室等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関し、指導助言すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

### (委員会の組織)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員長は、生活文化科健康栄養専攻主任とする。

- (1) 生活文化科 科長
- (2) 生活文化科 健康栄養専攻教員
- (3) 委員会に書記を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

### (委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。

### (議事)

第8条 委員会は、生活文化科健康栄養専攻会議の開催時に開かれる。

- (1) 委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- (2) 議事は、出席議員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (3) 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聞くことができる。

### (動物実験計画書等の審査)

第9条 動物実験計画書の審査等に当たっては、健康栄養専攻会議と同時に開催される委員会において審議される。

- (1) 出席者全員の回答により成立する。
- (2) 前項の議事は、回答議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (3) 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

### (庶務)

第10条 委員会の書記は、委員会の開催に関する議事録等の作成及び承認された動物実験計画書の保管等を行うものとする。

## 第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、申請、審査等)

第11条 動物実験責任者は、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「聖霊女子短期大学動物実験計画書」(別紙様式第1号)を学長に申請しなければならない。

- (1) 教育、研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
  - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
  - (3) 実験動物の使用数削減のため、教育、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する動物実験の数、遺伝学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
  - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託する。
- 3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し、助言を与え、又は動物実験計画書を修正させる等、動物実験計画書の承認に当たっては必要な措置を講じることができるものとする。
- 4 学長は、委員会の審査を受けて、第1項の申請について承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者に通知する。
- 5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 6 学長は、第4項の規程により承認を与えた動物実験計画について、実験の実施状況に基づく委員会の助言を受けて、実験の禁止又は中止を勧告することができる。

(動物実験計画書の更新および変更)

第12条 一度承認を受けた実験計画の有効期間は、承認日から3年間とする。

- 2 有効期間内に動物実験実施者、実験動物種及び使用数を変更するときは、「計画変更承認申請書」(別紙様式第2号)により、学長に申請しなければならない。

(動物実験計画の終了または中止報告)

第13条 動物実験責任者は、実験を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに「動物実験終了(中止)報告書」(別紙様式第3号)により、学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第14条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された実験室等において動物実験を行うこと。
  - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
    - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
    - ②実験の終了の時期の配慮
    - ③適切な安楽死の選択
  - (3) 安全管理に注意を払うべき実験については、関係法令等に従うこと。
- 2 動物実験責任者は、毎年4月30日までに、「動物実験実施状況報告書」(別紙様式第4号)により、前年度の使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について、学長に報告しなければならない。

## 第4章 実験室等

(飼養保管室および実験室の承認)

第15条 動物実験等は、学長の承認を得た実験室等でなければ行うことができない。

- 2 管理者は、実験室等を設置(変更を含む。)しようとする場合は、実験室等設置(変更)承認申請書(別紙様式第5号)により、学長に申請しなければならない。

3 学長は、申請された実験室等を委員会に調査させ、委員会の調査結果及び助言により、承認を行うか否かの決定を行い、管理者に通知する。

(飼養保管室の要件)

第16条 飼養保管室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造であること。
- (4) 実験動物が逃走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逃走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (5) 常に清潔な状態が保たれていること。

(実験室の要件)

第17条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逃走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逃走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等の汚染に対して清掃及び消毒等が容易であり、清潔な状態が保たれていること。

## 第5章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の健康及び安全の保持)

第18条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第19条 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関連法令及び指針等に基づき適正に管理している機関から導入しなければならない。

(給餌・給水)

第20条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物に適切な給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第21条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験目的以外の障害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

(記録の保管)

第22条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴等に関する記録を整備、保管しなければならない。

## 第6章 安全管理

(危害防止)

第23条 管理者は、逃走に備え実験動物の捕獲の方法をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第24条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逃走による危害防止に努めなければならない。

## 第7章 教育訓練

(教育訓練)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者は、次の各号に定める所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及び本学の定める規定等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の使用保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

## 第8章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第26条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、文部科学省基本指針に対する適合性に関し、自己点検・評価を行わなければならない。

2 前項の自己点検・評価は委員会が行い、速やかにその結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者に対し、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

## 第9章 情報公開

(情報の公開)

第27条 本学における動物実験規程はホームページ上にて公開する。また、変更の都度更新するものとする。

## 第10章 雑則

(実験動物以外の動物の使用)

第28条 第2条第2号に定める実験動物以外の動物を飼養する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう勤めるものとする。

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付則

1 この規程は平成23年10月1日から施行する。

2 この規程は施行前から飼養保管している動物については、第11条第1項に基づき動物実験責任者は実験計画書を申請しなければならない。

別紙様式第1号（第11条関係）

聖霊女子短期大学動物実験計画書

聖霊女子短期大学長 殿

新規 変更・年度更新

提出年月日

年 月 日

受付年月日

年 月 日

受付番号 No. \_\_\_\_\_

科目名 (研究課題)	
---------------	--

実験目的						
動物実験責任者名	氏名 (フリガナ)	所属	職	教育訓練受講		
				有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
動物実験実施者名				有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
				有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
				有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
対象学生	本科 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/>	学年 1年・2年	人数 名	事前指導 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
	本科 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/>	学年 1年・2年	人数 名	事前指導 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		

実験実施期間	承認日～	中止・終了等	年 月 日
飼養保管室および実験室	飼養保管室	実験室	

使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先（導入機関名）	備考

実験計画と方法	
---------	--

聖霊女子短期大学長 殿

動物実験計画変更承認申請書

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

承認番号\_\_\_\_\_の動物実験計画について、聖霊女子短期大学動物実験規程第12条の規定に基づき申請しますので、下記のとおり変更を承認願います。

記

1. 変更事項

- 1) 動物実験実施者の変更
  
- 2) 実験動物種および使用数等の変更
  
- 3) 実験実施期間の変更
  
- 4) その他

2. 変更等の理由

聖霊女子短期大学長 殿

動物実験終了（中止）報告書

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

承認番号\_\_\_\_\_の動物実験計画を下記のとおり終了（中止）しましたので、聖霊女子短期大学動物実験規程第13条の規定に基づき報告します。

記

1. 実験終了（中止）年月日

2. 実験動物の処分年月日

3. 備考



聖霊女子短期大学長 殿

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

## 動物実験実施状況（結果）報告書

聖霊女子短期大学実験動物規程第14条の規程に基づき、下記の通り報告します。

1. 承認番号	
2. 科目名または 研究課題名	
3. 実験の状況（結果）	<input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施（*） <input type="checkbox"/> 中止
4. 成果	
5. 特記事項	

\*変更届が提出されていること

聖霊女子短期大学長 殿

管理者名

所属：

職名：

氏名：

実験室等設置（変更）承認申請書

聖霊女子短期大学動物実験規程第15条の規定に基づき、下記のとおり実験室等設置（変更）を申請しますので、承認願います。

1. 新たな設置箇所

2. 以前の設置箇所

3. 設置（変更）理由

4. 備考